

＜別表＞ 登録等の必要な業務（部門）

以下の業務（部門）を申請しようとするときは、法令等による登録がある業務（部門）に限ります。

なお、支店・営業所等へ契約権限を委任する場合は、下の表で◎が付されている部門については、当該支店・営業所等にも登録が必要です。

凡例
 ◎：委任先の支店・営業所等まで登録が必要
 ○：本社等に登録が確認できれば申請可能

業務区分	（部門）	営業の種類	関係法令等	取扱い
測量	（全部門）	測量業者	測量法第55条	◎
建築関係 建設コンサルタント	（建築一般） （意匠） （構造）	建築士事務所	建築士法第23条	◎
土木関係 建設コンサルタント	（全部門）	建設コンサルタン ト	建設コンサルタント 登録規程第2条	◎
地質調査業務		地質調査業者	地質調査業者登録 規程第2条	○
補償関係	（土地調査） （土地評価） （物件） （機械工作物） （営業補償、特殊補償） （事業損失） （補償関連） （総合補償）	補償コンサルタン ト	補償コンサルタント 登録規程第2条	◎
補償関係	（不動産鑑定）	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に 関する法律第2条	登録証明書 等の写し
補償関係	（登記手続等） ※右のいずれか	土地家屋調査士 司法書士	土地家屋調査士法第 6条 司法書士法第6条	登録証明書 等の写し
土木関係その他 業務	（環境調査） （水質分析）	計量証明事業者	計量法第107条 「濃度」、 「音圧レベル」、 「振動加速度レベル」 のいずれか	○